

○平成二十五年総務省告示第四百七十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	一 無線設備規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十八号）第 四十九条の六の 九に規定するシ ングルキャリア 周波数分割多元 接続方式携帯無 線通信を行う無 線局等の無線設 備を使用するイ ンターネットプ ロトコル移動電 話端末等	（略）	（略）
	<p>規則第三 十二条の 二十三</p>	<p>一 中欄に掲げる規定にかかわらず、 電気通信番号規則第十一条各号に 規定する電気通信番号に対応した 呼の設定を行うためのメッセージ （以下「緊急通報メッセージ」とい う。）を発信する機能を有するが、 緊急通報メッセージを受信する機 能を有しないインターネットプロ トコル移動電話用設備に接続する 場合であつて、移動電話端末と構造 上一体となつているときは、規則第 二十八条の二の緊急通報を発信す る機能を用いることにより緊急通 報を行うための発信を行う機能を 有すること。</p> <p>二 中欄に掲げる規定にかかわらず、 緊急通報メッセージを発信する機 能を有しない場合であつて、移動電</p>	（略）
<p>次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	一 無線設備規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十八号）第 四十九条の六の 九に規定するシ ングルキャリア 周波数分割多元 接続方式携帯無 線通信を行う無 線局等の無線設 備を使用するイ ンターネットプ ロトコル移動電 話端末等	（略）	（略）

二 (略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>話端末と構造上一体となっているときは、インターネットプロトコル移動電話用設備に対して、規則第二十八条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。</p>

二 (略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	